

○午前10時開会

○議長（松澤利行君） ただいまから平成30年第2回品川区議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

たけうち 忍 君  
吉 田 ゆみこ 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より、録音、テレビ撮影、写真撮影の申請が議長に提出されたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

○会期決定について

○議長（松澤利行君）

---

日程第1

会期の決定について

---

を議題に供します。

今期臨時会の会期を本日1日といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2を議題に供します。

---

日程第2

平成30年請願第14号 品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求める請願

---

○議長（松澤利行君） お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、平成30年請願第14号につきましては議会運営委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

○午前10時02分休憩

○午後1時45分開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、付託請願の審査が行われました。

日程第2につきまして、議会運営委員長から報告願います。

〔渡部茂君登壇〕

○議会運営委員長（渡部茂君） ただいま議題に供されました、日程第2、品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求める請願について、本日の議会運営委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本請願は、本日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。本件請願の趣旨は、執行経費の削減や投票者の利便性、投票率の向上のために、現在別日に行われている品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求めるものであります。

本請願について、委員より、区民の利便性、投票率の向上、経費の削減等という観点から考え、同日開催にすべきである、また、同日開催にすべきという世論になっているとは言いづらく、この問題については、今後慎重に議論すべきであり、含意には沿いがたいなどの意見の表明がありました。意見の表明後、本請願の取り扱いについてお諮りしたところ、結論を出すこととし、採決を行いました。

採決の結果、平成30年請願第14号は、可否同数のため、委員会条例第15条の規定により委員長採決を行い、採択と決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 議会運営委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、2名の方から討論の通告があります。順次、ご発言願います。

安藤たい作君。

〔安藤たい作君登壇〕

○安藤たい作君 日本共産党を代表して、品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求める請願への反対討論を行います。

本請願は、現在は別々に行われている9月30日の区長選挙と来年4月の統一地方選、区議会議員一般選挙の同日実施を求めるものです。その主な理由としては、1、選挙執行費など税金の節減、2、投票者の利便性や投票率の向上が挙げられています。

請願は、自民党、国民民主党の2人の紹介議員で提出されました。9月30日の区長選挙の投票日が約1か月後と迫った中で請願が出され、請願は、自民と国民民主10人の議員の請求で臨時議会が開かれ、審査されるという異例の事態となりました。この臨時議会を開くに当たっての議会運営委員会では、「請願の趣旨である自主解散について判断する必要があることから、開催を請求していく」との説明がありましたが、今回出された決議は自主解散ではなく、「長期的な視野から十分な議論を推進するもの」に変更されました。このことは、一連の動きの道理のなさとともに、同日選挙のために議会自主解散を求める世論が決して強いものではないことをみずから示すものです。

以下、請願に反対する理由を2点述べます。

第1に、同日選挙を求める理由についてです。請願では、1億円の経費節減を理由に挙げています。しかし、住民がみずから政治に参加をすることを保障する選挙経費は、必要な経費です。区政に目を転じてみれば、住民を追い出し、街を壊す超高層再開発や巨大道路には、毎年、桁違いの税金投入、ことしは再開発の調査研究委託費だけで1億1,525万円計上されています。議会費でも、自民党は必要がない海外調査費を毎年要求し、一昨年には区とのリオへの海外視察が1,500万円で実施されました。政務

活動費による議員の異常な頻度でのタクシー使用も指摘されています。民主主義のコストを削るのではなく、こうした税金の無駄遣いをただすことこそ議会の役割です。また、投票率アップにつながりますが、区長や議会が住民の切実な要求を政策に取り上げ、徹底した情報公開や区政への区民参加の保障こそ、区政への日常的な関心を高め、ひいては投票率を高めることにもつながります。また、中間選挙は全国的に投票率が低い傾向にあることは事実です。今回、中間選挙のほうに合わせることで、逆に区議選の投票率が下がる懸念もあります。

第2に、同日開催を行うために必要となる議会の自主解散には正当性がありません。公職選挙法では、自治体の長および議員の選挙が別々になっているものを、任期満了日が離れている期間が90日以内の場合に限って同時選挙を認める、90日ルールがありますが、7か月離れている品川は、この規定に合わず、同時選挙にはできません。23区でも、9自治体で区長選挙と区議選挙が別々に行われています。自民と国民民主は、請願を根拠とし、自主解散を認める特例法を使い解散を模索しました。しかし、特例法の趣旨には、「解散の請求に関する世論の動向に鑑み」と記されています。市町村合併や政治腐敗など、住民から議会への不信任が突きつけられるほどの世論が高まったときの特例法であり、品川には当てはまらず、法の趣旨から逸脱するものです。総務省の調査でも、品川区のように首長選挙が中間選挙で行われる場合に、議会が自主解散し同時選挙にした例は全国どこにもありません。全国初の異例の自主解散を許してはなりません。

そもそも今回の自主解散は、議会と議員の役割をみずから否定することになります。地方議会の基本的機能とは、1、住民の意思を代表する機能、2、条例の制定、予算の議決をはじめ自治体の行政の基本を決める機能、3、行政執行機関を監視、公正で民主的、効率的な行政が行われるように批判、監視することです。議員は4年間の任期中、公約実現のため、上記の役割に全力を尽くします。今回の場合、奪われる7か月の任期中には、年4回のうち3回の定例議会と決算・予算特別委員会と集中します。負託を受けた4年間の任期を全うすることこそ、区民の代表としての職責を果たすことになります。自民、国民民主は、議会改革と言いますが、改革どころか、みずから議会と議員の役割を否定する暴挙です。

最後に、今回の臨時議会には、あわせて議長の辞任を求める決議も自民、国民民主より改めて提出されました。今回の事態の背景には、自民党の党内問題を議会に持ち込み、意に沿わない議長をやめさせようと議会全体を混乱させてきた、議長おろしが背景にあると言わざるを得ません。今回出された請願も、発端は自民、国民民主の議員が、町会や商店街の代表に働きかけたものの賛同が得られず、断られたため、最終的には個人名で出されました。区民の中には、議会解散を求める緊急かつ切実で広範な世論はありません。一部の会派や議員が党利党略で区民をも巻き込み、議会を混乱させるのはやめるべきです。区民の負託を受けた議員、そして、議会の最大の使命は、羽田新ルート計画撤回や福祉の充実など、区民の切実な願い実現のために働くことです。日本共産党は、正常な議会運営が行われるよう、また、使命を果たせる議会の実現へ全力を挙げることを表明し、討論を終わります。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、吉田ゆみこ君。

〔吉田ゆみこ君登壇〕

○吉田ゆみこ君 品川・生活者ネットワークを代表して、請願第14号、品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求める請願に反対の立場で討論します。

本請願は、2006年、高橋前区長の急逝によって同日に実施されなくなった区長選挙と区議会議員選挙を一度に実施してほしいと要望するものです。理由には、選挙執行費の削減や投票者の利便性向上、投票率アップなどが挙げられています。区長選と区議会議員選挙を同日に行ってほしいという願いは理解

できます。しかし、品川区議会として含意に沿うか否かの結論を出す以前に検討すべきことがあると考えます。

検討すべき大きな点の一つとして、どんな場合も同日にすべきかということが挙げられます。現在の区長選と区議会議員選挙が同日になっていない理由は、前区長の急逝によるものですが、選挙日が合わなくなる要因はほかにも考えられます。区民にはリコールの権利が認められており、一方、区長にはみずから職を辞する権利も認められています。あってはならないことですが、他自治体の例を見るまでもなく、不祥事による辞任もあり得ます。たった1人である区長に不測の事態があれば、必ず区長選は行われるので、区長選と区議会議員選挙の実施日が合わなくなる可能性は常に存在をしています。そのずれの修正について、現時点でルールを定めたものが公職選挙法第34条の2にある90日特例です。本請願の含意は、そのルールの90日を超えた場合も合わせるべきという趣旨に理解できます。しかしながら、さきに述べたとおり、選挙日が同日でなくなる要因は常に存在しており、議会としてどれくらいの期間の隔たりなら容認するのか、それとも、一切容認せず、必ず同日選挙をしていくのかの議論は、2015年から2017年に実施された議会改革の検討の中でも行われていません。議会として行うべき必要な議論も十分に行わないまま、臨時議会を招集してまで採択とするのは、拙速のそしりを免れません。よって、現時点では不採択が妥当であると主張し、生活者ネットワークの反対討論とします。（拍手）

○議長（松澤利行君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

平成30年請願第14号について採決いたします。

本件請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席ください。

よって、本件請願は採択とすることに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程の日程第1、議員提出第1号議案、品川区長選挙および品川区議会議員の一般選挙に関する決議、同じく日程第2、議員提出第2号議案、松澤利行議長の辞任を求める決議の2件につきましては、緊急を要する件として本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1および追加日程第2の2件につきましては、緊急を要する件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

---

追加日程第1

議員提出第1号議案 品川区長選挙および品川区議会議員の一般選挙に関する決議

---

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔石田しんご君登壇〕

○石田しんご君 議員提出第1号議案、品川区長選挙および品川区議会議員の一般選挙に関する決議。

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年8月24日。

提出者、石田秀男、伊藤昌宏、大沢真一、鈴木博、鈴木真澄、高橋伸明、本多健信、横山由香理、渡辺裕一、渡部茂、あくつ広王、浅野ひろゆき、こんの孝子、たけうち忍、塚本よしひろ、つる伸一郎、新妻さえ子、若林ひろき、いながわ貴之、大倉たかひろ、木村けんご、松永よしひろ、須貝行宏、藤原正則、高橋しんじ、西本孝子、石田しんご。

品川区議会議長、松澤利行様。

以下、案文の朗読をもって説明とさせていただきます。

〔案文朗読〕

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

なお、本件につきましては、2名の方から討論の通告がありますので、採決をするに際し、討論を行います。順次、ご発言願います。

鈴木ひろ子君。

〔鈴木ひろ子君登壇〕

○鈴木ひろ子君 日本共産党を代表して、議員提出第1号議案、品川区長選挙および品川区議会議員の一般選挙に関する決議に対する反対討論を行います。

この決議案は、自民、国民民主、公明、無所属品川、一部の無所属議員の合計27名の議員が提出者として名を連ねています。決議案は、品川の区長選挙と区議会議員選挙が7か月の間に行われていることに対して、同時選挙にするために、今後、現行の選挙制度のあり方や国への要望等を含め、選挙のあり方について長期的な視野から十分な議論を推進するとの決議です。

以下、反対の理由を述べます。

まず第1に、7か月離れた2つの選挙を1つにすることは、法の趣旨に反するものです。公職選挙法では、離れた2つの選挙を同時選挙にするための90日ルールを定めています。しかし、これは自治体の首長選挙と議員選挙が90日以内、つまり3か月以内で行われる場合であり、7か月も離れた品川区には当てはまりません。自民、国民民主が主張する自主解散を認める地方自治法の地方公共団体の議会の解散に関する特例法は、「解散の請求に関する世論の動向に鑑み」と定めるとおり、世論の背景があるときに行われるものです。世論の背景とは、市町村合併や政治腐敗など、住民から議会への不信任が突きつけられたときに行うものであり、品川にはその背景は見当たりません。ただ単に、7か月離れた2つの選挙を1つにするための自主解散は、法の趣旨に反するものと言わざるを得ません。

2つ目に、諸経費の支出の効率性とありますが、選挙権は重要な国民の政治参加への権利です。その権利保障のための経費は、必要な経費です。また、投票率の向上のためとありますが、投票率が低いのは区長選挙が単独で行われているためだけではありません。選挙制度そのものが、ことごとく制限がされており、立候補者も国民の側からも自由な選挙運動ができないことにあります。この選挙制度そのものにメスを入れることこそ必要です。何よりも議会が7か月を残して自主解散をするということは、議会議員の使命である地方公共団体の具体的政策の最終的な決定、執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法、適正に、公平、効率的に、そして民主的にされているかを批判、監視することをみずから否定するものです。この7か月間には、年4回のうちの3回の定例会と決算・予算特別委員会と年間に開かれる議会の多くが集中しています。議員は区民の代表として、区民から4年間の任期の負託を受けたものであり、最後の1年間は、特に公約実現の集大成の年であります。自主解散は、この7か月間の職責を果たすことをみずから放棄するものであり、議会と議員の役割を否定する暴挙です。だからこそ、全国に例がなく、23区でも9区が別々に行っている状況にあります。

以上の理由から、区長選挙と区議会議員選挙の2つの選挙を1つにする根拠は全くなく、今回の決議に反対いたします。

最後に、今回の請願を口実にした臨時議会、解散の一連の動きは、これを先導した自民、国民民主の党利党略であり、議会の私物化と言わざるを得ません。そもそも今回の臨時議会をなぜ開くことになったかは、2つの選挙を一度にすることを求める請願が出されたことを受けて、議運委員長が、「9月の区長選挙合わせると、特例法による解散が必要であり、そのために臨時議会開催が必要である」と述べ、自民5名、国民民主5名の計10名の臨時議会開催を求める請求が出されたためです。我が党は、前述のような理由を述べ、同時選挙にするための請願審査は必要ないと、臨時議会開催に反対しました。今回の請願は、そもそも区民世論が広がった中で上げられた請願ではありません。発端が、自民、国民民主の議員が、町会や商店街の代表に対して請願代表になるよう働きかけたにもかかわらず、断られ、最終的に個人名で出されたものです。つまり、自民、国民民主の議員主導で出された請願です。そして、その請願審査のために、臨時議会開催を請求したのも、自民、国民民主の議員です。区長選挙告示日まで1か月を切った時期に突然の臨時議会、しかも、区議会の自主解散決議が出される臨時議会となることに対して、その対応にさまざまな検討を余儀なくされてきました。

当然、我が党は、請願審査の後、臨時議会の提案をした自民、国民民主から、議会解散決議が出されるものと思っていました。ところが、今回出された決議は、今後、選挙のあり方について長期的な視野から議論という決議です。この決議であれば、臨時会の開催は必要ありませんでした。

その上、今回、4回目の松澤利行議長の辞任を求める決議が同時に出されました。結局、松澤議長を辞任に追い込むことが目的だったのかと思わざるを得ません。議会改革と言いながら、実は、松澤議長から議長職を奪うために議会を解散して、議員の身分まで奪う。告示1か月を切ったこの時期に、前代未聞の自主解散を行い、議員の身分を奪い、区民を巻き込む同時選挙の企て、これは、自民党、国民民主党による党利党略、議会の私物化そのものです。議会は、自民党、国民民主党のものではありません。自民党の党内問題を議会に持ち込み、党利党略でこれ以上議会を混乱させるのはやめるべきです。区民の切実な願い実現のため、使命を果たす正常な議会運営を求め、反対討論といたします。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、吉田ゆみこ君。

〔吉田ゆみこ君登壇〕

○吉田ゆみこ君 品川・生活者ネットワークを代表して、議員提出第1号議案、品川区長選挙および品

川区議会議員の一般選挙に関する決議に反対の立場で討論します。

本決議文は、現在、同日開催となっていない品川区長選挙と区議会議員選挙について、同日実施を課題とし、選挙のあり方について長期的な視野からの十分な議論を推進するという内容です。その趣旨は十分理解できますが、問題は審議の手順にあると考えます。

先ほどの請願第14号への反対討論でも述べましたが、選挙の同日実施は課題と考えます。しかし、現時点で、臨時議会の中で緊急を要する決議とする内容とは思えません。決議を出すか否かも含めて、議論が丁寧になされるべきです。

したがって、本議会での決議には反対を主張し、品川・生活者ネットワークの討論といたします。  
(拍手)

○議長（松澤利行君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件は、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

この際、私にかかわることでお諮り願いますので、議長の職務を副議長にお願いをいたします。

[議長退席、副議長着席]

○副議長（このの孝子君） 追加日程第2を議題に供します。

---

追加日程第2

議員提出第2号議案 松澤利行議長の辞任を求める決議

---

○副議長（このの孝子君） 本件について説明願います。

[本多健信君登壇]

○本多健信君 議員提出第2号議案、松澤利行議長の辞任を求める決議。

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年8月24日。

提出者、石田秀男、伊藤昌宏、大沢真一、鈴木博、鈴木真澄、高橋伸明、横山由香理、渡辺裕一、渡部茂、石田しんご、いながわ貴之、大倉たかひろ、木村けんご、松永よしひろ、須貝行宏、藤原正則、高橋しんじ、西本貴子、本多健信。

品川区議会議長、松澤利行様。

松澤利行議長の辞任を求める決議。

品川区議会は、本年5月29日の第1回臨時会において、松澤利行議長に対する「議長の不信任に関する動議」を可決決定し、更に同年7月11日の第2回定例会最終日には「松澤利行議長の辞職を求める決議」を可決決定したところである。しかしながら、松澤議長は、未だ議長職に留まっている。

第1回臨時会および第2回定例会ともに議長のもとでの会議の進行には理解が得られず、会議の定時開会ができないなど大きな混乱をきたした。その後も各党派等とは未だに信頼関係の回復には至っていない。

ない。

10月下旬から第3回定例会が開催されるが、このままの状態では、第3回定例会およびその後の定例会の混乱は避けることができない。

よって、品川区議会は、改めて議会を正常化するため、松澤利行議長に対し、第3回定例会までに議長職を辞するよう重ねて強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日。

品川区議会。

○副議長（こんの孝子君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

なお、本件につきましては、2名の方から討論の通告がありますので、採決をする際に討論を行います。順次、ご発言願います。

南恵子君。

〔南恵子君登壇〕

○南恵子君 日本共産党品川区議団を代表して討論をいたします。自民党10人、国民民主党5人、無所属品川2人、無所属2人の計19名の提出者による議員提出第2号議案、松澤利行議長の辞任を求める決議に反対をいたします。

この決議案は、本年5月29日の第1回臨時議会において、松澤議長に対する議長の不信任に関する動議を可決決定し、さらに、同年7月11日の第2回定例会最終日には、松澤議長の辞職を求める決議を可決決定したが、いまだに議長職にとどまっているとして、「第1回臨時会および第2回定例会ともに議長のもとでの会議の進行には理解が得られず、会議の定時開会ができないなど大きな混乱をきたした」と述べています。

「混乱をきたした」というそもそもの始まりは、昨年10月の第3回定例会最終本会議に、区議会の最大会派である自民党・子ども未来が、松澤利行議長に対して不信任動議を出したことから始まりました。動議提出の理由は、1、議長と消防団長の兼務はしない約束を破った、2、議長職につくのは2期2年という自民党内のルールに反した、3、競馬組合議会で相談もなく厩舎建てかえの質問をした、4、政務活動費の使途についての第三者委員会設置をしなかった、5、本会議傍聴者の拍手などを制止しなかったなどですが、どれも辞職に値するものではありませんので、共産党区議団は反対を主張してきました。しかし、自民党・子ども未来は、ことし5月の臨時議会でも、松澤利行議長に対して議長の不信任に関する動議を提出、自民・子ども未来、国民民主・無所属クラブ、無所属品川の19名が賛成し、日本共産党、生活者ネット、無所属の10名が反対、公明が棄権し、可決しました。しかし、議長は辞任せず、副議長が議事進行を行いました。

さらに、第2回定例会の初日、6月28日午後1時の開会時刻に本会議場にあらわれたのは、日本共産



党と生活者ネット、松澤議長の10人だけだったため、開会されず、夕方4時50分に副議長進行で開会されたものの、即休憩になり、夜8時に再開して延会になりました。翌6月29日、議会運営委員会で議長が、「今定例会は副議長に運営をお願いする」と発言し、午後1時36分に副議長の議事進行で本会議を再開し、議事日程2日分を行い、夜9時7分に閉会という前代未聞の状態でした。

さらに、最終本会議、7月11日の朝9時半に、議長招集で全員協議会を開催し、午後2時45分、国民民主・無所属クラブが議長の辞任を求める動議を提出、投票の結果、賛成20、反対9、棄権7で可決、自民・子ども未来は10か月にわたり、議長の不信任や辞任を求める動議提出を繰り返し、採択された議決は重いと主張し続けています。また、他の会派、議員も追随して、大混乱をもたらしています。議会には、住民の代表として住民要求を行政に反映させ、行政をチェックする重要な使命があります。議会に出席しないのは、この職務の放棄です。主張があれば、議会に出席して議論するべきで、みずからの主張が通らないからといって出席しないのは、議会制民主主義の精神に反します。議会の開催を駆け引きの材料にして、議長をすべかえようというやり方は、議会や法のルールを多数の論理でないがしろにする暴力的なやり方であり、みずからが議会を混乱させる行為だと言わなくてはなりません。こうした混乱したときだからこそ、地方自治法や議員必携などの議会のルールに基づいて運営することが必要です。

また、自民党・子ども未来が挙げている5つの理由のどこが辞任に値すると言うのでしょうか。我が党の質問にどの会派も答えていません。5つの理由は、どれも解決済み、あるいは、解決の方向で取り組んでいる。または、自民党内ルールに反したということばかりです。辞任要求を繰り返していることこそ、混乱を深めています。このような事態は、品川区議会史上初めてであり、一刻も早く事態収拾を図るには、数による辞任要求ではなく、道理に基づいた解決を図るべきです。そのための努力こそ求められます。

日本共産党は、改めて異常事態になった議長不信任の理由について反対します。以下、その理由を述べます。

まず、議長と消防団長の兼務の問題ですが、そもそも兼務は禁止されていません。また、議長は、消防団長をやめる意思を示して行動し、事実、昨年12月31日をもって辞職しています。議長任期の問題ですが、地方自治法で「議長の任期は議員の任期による」、つまり4年と定められています。法律を超えて辞任要求をする根拠を示さず、数で押し通そうとするのはやめるべきです。2期2年は自民党内のルールであり、それを理由にするのは全く理解できません。3点目に、競馬組合議会で厩舎建てかえの質問をしたことを挙げていますが、異なる意見があるときには、事前に調整することは必要ですが、不信任の理由にはなりません。4点目に、政務活動費の用途に関する第三者委員会の設置が行われなかったについてですが、第三者委員会の予算は、4年も前から計上されており、議長も立ち上げることを表明しています。5点目の本会議傍聴者の拍手などを制止せず議場が混乱したことについては、議長は注意喚起をしており、混乱も起きてなく、事実と異なっています。

以上述べたように、どれも辞職に値するものではありません。共産党議員団は、今回の辞職を求める決議には、はっきり反対いたします。（拍手）

○副議長（このの孝子君） 次に、田中さやか君。

〔田中さやか君登壇〕

○田中さやか君 品川・生活者ネットワークを代表し、議員提出第2号議案、松澤利行議長の辞任を求める決議に反対の立場で討論いたします。

本決議案は、議会の正常化を求めて議長に辞任を迫る内容となっています。しかし、現在の議会の混乱のそもそもの原因は、現議長とその議長を各会派に対して推薦した品川区議会最大会派の自民党・子ども未来、両者の意見の齟齬にあります。その両者の中で話し合っ解決を図るべきところ、問題を議会に持ち込んだこと自体が、議会の混乱の根本の原因です。

「会議の定時開会ができないなど大きな混乱をきたした」とありますが、定時開会ができなかった原因は、議員が定時に議場に参集しなかったことにあり、それぞれの議員の判断に責任があると考えます。議会の正常化については、品川・生活者ネットワークとしても望むところですが、それは、そもそもの原因となった現議長と自民党・子ども未来が、それぞれの責任において諮るべきことであり、議会での決議にはふさわしくないと考えます。この考えに基づき、本年7月30日付で、現議長と自民党・子ども未来の両者に同じ内容の申し入れをいたしました。申し入れ文については、次のとおりです。

議長不信任をめぐる議会混乱収拾に向けた申し入れ。

標記の件につきまして、以下のように申し入れをいたします。

1、2018年第2回定例議会において、本会議が議会運営委員会で定められた日程どおり開催できず、長時間にわたって空転してしまったことは、大変遺憾な事態と認識しております。

2、この問題は、議長ご本人とその議長を推薦された自民党・子ども未来の皆さんの意見の齟齬に端を発しております。したがって、解決はそのご両者間で行っていただきたいと思ひます。

3、本年第3回定例議会には、この問題が持ち込まれることがないようお願いをいたします。

以上です。

今のその見解は変わっておりません。したがって、本決議には反対をいたします。

以上で品川・生活者ネットワークの反対討論といたします。（拍手）

○副議長（こんの孝子君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（こんの孝子君） ただいまの出席議員数は私を除き35人であります。

投票用紙を配付する前に念のため申し上げます。投票用紙には、本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願ひます。

なお、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否、反対とみなします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（こんの孝子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（こんの孝子君） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

[氏名点呼]

[各員投票]

○副議長（こんの孝子君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（こんの孝子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（こんの孝子君） これより開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第125条により準用する同規則第31条第2項の規定により、立会人として伊藤昌宏君、あくつ広王君を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（こんの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人は伊藤昌宏君、あくつ広王君に決定いたしました。

両君に開票の立ち会いをお願いいたします。

[投票点検]

○副議長（こんの孝子君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長（久保田善行君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 35票

賛成 26票

反対 9票

○副議長（こんの孝子君） 以上のとおり、賛成26票、賛成多数であります。

よって、本件は可決されました。

[副議長退席、議長着席]

○議長（松澤利行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これもちまして平成30年第2回品川区議会臨時会を閉会いたします。

○午後2時41分閉会

---

議長	松澤利行
副議長	こんの孝子
署名人	たけうち 忍
同	吉田 ゆみこ